

○ 日本税理士会連合会会務執行規則

(昭和 37 年 11 月 15 日制定)

変更	昭和 38 年 8 月 23 日
	昭和 42 年 7 月 20 日
	昭和 44 年 7 月 25 日
	昭和 44 年 9 月 12 日
全改 変更	昭和 46 年 1 月 8 日
	昭和 47 年 4 月 25 日
	昭和 47 年 7 月 26 日
	昭和 48 年 7 月 27 日
	昭和 49 年 2 月 1 日
	昭和 50 年 4 月 22 日
	昭和 51 年 7 月 28 日
	昭和 51 年 12 月 16 日
	昭和 53 年 7 月 28 日
	昭和 55 年 10 月 2 日
	昭和 56 年 7 月 24 日
	昭和 57 年 7 月 23 日
	昭和 58 年 7 月 22 日
	昭和 60 年 2 月 21 日
	昭和 60 年 7 月 26 日
	昭和 60 年 12 月 19 日
	昭和 61 年 4 月 22 日
	平成 元年 7 月 21 日
	平成 2 年 1 月 23 日
	平成 4 年 7 月 24 日
	平成 5 年 4 月 21 日
	平成 7 年 7 月 26 日
	平成 12 年 7 月 25 日
	平成 13 年 10 月 18 日
	平成 14 年 7 月 25 日
	平成 15 年 7 月 24 日
	平成 16 年 7 月 22 日
	平成 17 年 4 月 21 日
	平成 19 年 7 月 26 日
	平成 20 年 7 月 24 日
	平成 21 年 7 月 23 日
	平成 24 年 4 月 26 日
平成 24 年 7 月 26 日	

平成 26 年 7 月 24 日
平成 27 年 4 月 23 日
平成 29 年 7 月 27 日
令和 元年 7 月 25 日
令和 3 年 7 月 20 日
令和 4 年 7 月 28 日
令和 6 年 7 月 25 日
令和 7 年 7 月 24 日

目次

第 1 章	総則（第 1 条—第 5 条）
第 2 章	執行機関（第 6 条—第 11 条）
第 3 章	審議機関
第 1 節	通則（第 12 条—第 29 条）
第 2 節	正副会長会（第 30 条—第 32 条）
第 3 節	常務理事会（第 33 条—第 35 条）
第 4 節	理事会（第 36 条・第 37 条）
第 5 節	評議員会（第 38 条—第 40 条）
第 6 節	総会（第 41 条・第 42 条）
第 4 章	分掌機関等
第 1 節	分掌機関（第 43 条—第 55 条の 2）
第 2 節	補助分掌機関（第 55 条の 3—第 55 条の 7）
第 3 節	付設機関（第 55 条の 8—第 55 条の 12）
第 4 節	総合企画室（第 55 条の 13—第 55 条の 18）
第 5 章	常任監事及び監事会（第 56 条・第 57 条）
第 6 章	役員及び委員
第 1 節	通則（第 58 条—第 60 条）
第 2 節	専務理事、常務理事及び委員の委嘱（第 61 条—第 76 条）
第 3 節	役員及び委員の任期（第 77 条）
第 7 章	諸規則の取扱い（第 77 条の 2—第 77 条の 9）
第 8 章	雑則（第 78 条—第 82 条）
附則	
別表（第 1—第 3）	

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 日本税理士会連合会会則第 16 条第 2 項の規定に基づき、この規則を定める。(昭和 55.10.2、平成 13.10.18 変更)

(会務執行の準拠)

第 2 条 会務の執行については、法令及び会則で定めるもののほか、この規則の定めるところによる。この規則に定めのない事項については、理事会において定める。

(会務執行の理念)

第 3 条 会務の執行に当たっては、民主主義の理念に基づき、公正に会務を運営するとともに、合理的かつ能率的に業務を遂行することに努め、もって税理士法及び会則に定める本会の目的の達成を図らなければならない。

(規則の改廃)

第 4 条 この規則を改廃しようとするときは、総会の議を経なければならない。(平成 16.7.22 変更)

(規則の解釈)

第 5 条 この規則の解釈に疑義を生じたときは、常務理事会において決する。

第 2 章 執行機関

(執行機関の組織図)

第 6 条 執行機関の組織図は、別表第 1 のとおりとする。

(会長の職務)

第 7 条 会長は、総会、理事会、常務理事会及び正副会長会（以下この条において「会議」という。）の決定に基づき、又は自らの専決（軽易な事項及び経常的事項（会議に付議すべき事項を除く。）に限るものとし、かつ、必要に応じ、担当副会長（第 8 条第 2 項の副会長をいう。）とあらかじめ協議するものとする。）により、専務理事並びに部長及び委員長を統督して、会務を執行する。(昭和 50.4.22、昭和 56.7.24 変更、令和 7.7.24 変更)

2 会長は、常務理事会の議を経て、部長及び委員長に会長の権限の一部を行使させることができる。(昭和 50.4.22 変更)

(副会長の職務)

第 8 条 副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐する。(昭和 55.10.2 変更)

2 会長が副会長の担当部門を指定したときは、副会長は、その担当に係る

部長及び委員長に対し、会務の執行について、指導及び助言をする。

- 3 会則第9条第2項又は第3項の規定により副会長が会長の職務を代理し、又は代行する場合には、あらかじめ会長の定めた順序により代理し、又は代行するものとする。(昭和 55.10.2 変更)

(専務理事の職務)

第9条 専務理事は、会長の命を受け、事務局長を指揮監督し、会務の執行を掌理する。

- 2 専務理事は、部長及び委員長に対し、会務の執行について、助言をすることができる。

(専務理事の職務分担)

第10条 専務理事を2人以上置いたときは、会長の指定するところにより、職務を分担させることができる。(昭和 55.10.2 変更)

(部長及び委員長の職務)

第11条 部長及び委員長は、会長の命を受け、それぞれ部及び委員会（特別委員会を含む。以下この条において同じ。）の業務を掌理し、当該部又は委員会の所掌に属する事項（以下「所掌事項」という。）について、会長に報告し、建議し、及び会長の諮問に答申する。(昭和 55.10.2、昭和 56.7.24 変更、令和 7.7.24 変更)

- 2 部長及び委員長は、第7条第2項の規定により会長の委任があったときは、その権限の一部を行使する。(昭和 55.10.2 追加)
- 3 部長及び委員長は、所掌事項について、事務局長に指示する。(昭和 55.10.2 変更)

第3章 審議機関

第1節 通則

(審議機関の組織図)

第12条 審議機関の組織図は、別表第2のとおりとする。

(会議の意義)

第13条 この章において会議とは、次に掲げる合議体をいう。

- (1) 正副会長会
 - (2) 常務理事会
 - (3) 理事会
- 2 前項の会議には、ウェブ会議システム（その構成員の音声及び映像が即時的かつ双方向的に伝わり、互いに適時的確な意見表明ができる環境が確保されたシステムをいう。）を利用して開催する会議が含まれるものとする

る。(令和 3.7.20 追加)

(会議の招集)

第 14 条 会議は、会長が招集する。

2 会議を招集しようとするときは、会日の 2 週間前（正副会長会にあっては、1 週間前）までに、会議の日時、場所（前条第 2 項の場合には、場所に代えてウェブ会議システムを利用して開催する旨を記載する。第 28 条第 2 項において同じ。）及び議案を記載した書面（電磁的記録によるものを含む。）により構成員に通知しなければならない。ただし、会長が必要と認めたときは、期間を短縮して通知することができる。（平成 24.4.26、令和元.7.25、令和 3.7.20 変更）

(定足数)

第 15 条 会議は、構成員（第 17 条の代理人を除く。）の 2 分の 1 以上が出席しなければ、開くことができない。（昭和 55.10.2 変更）

(議長)

第 16 条 会議の議長は、会長が当たる。

(代理出席)

第 17 条 構成員（会則第 7 条第 2 項に規定する理事（以下「外部理事」という。）を除く。）は、あらかじめ会長の許可を得て、代理人を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。ただし、代理人は、審議権及び表決権を行使することができない。（平成 14.7.25 変更）

2 前項の代理人は、当該構成員の属する税理士会の税理士である会員（以下「税理士会員」という。）でなければならない。（平成 13.10.18 変更）

(表決権)

第 18 条 会議における表決権は、構成員 1 人につき 1 個とする。

(通知外議案)

第 19 条 会議においては、あらかじめ通知した議案のほかは、付議することができない。ただし、出席した構成員の 4 分の 3 以上が同意したときは、この限りでない。

2 正副会長会の構成員は、前項の規定にかかわらず、当該会議中いつでも、議長の許可を得て、発議することができる。

(構成員の発議権)

第 20 条 構成員は、総構成員の 3 分の 1 以上の同意を得て、その請求に係る事項を会議の議案とすべき旨を会長に請求することができる。この場合

には、構成員が同意したことを証する書面を添えて、議案とすべき事項及び請求の理由を記載した書面を会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、次の会議（請求のあった時から 3 月以内に招集されるものでなければならない。）に前項の請求に係る事項を議案として提出しなければならない。
- 3 前項の議案が否決されたときは、当該会議の構成員は、同一の事項について、重ねて第 1 項の請求をすることができない。ただし、否決の時から 6 月以上経過したときは、この限りでない。

（質疑及び討論の打ち切り）

第 21 条 会議における質疑の打ち切りは、出席構成員の過半数の同意をもってしなければならない。討論の打ち切りについても、同様とする。

（表決）

第 22 条 会議における議案の可否は、出席構成員の過半数をもって決する。

- 2 議長は、自らの表決権を行使するほか、可否同数のときは、これを決することができる。

（議事参加）

第 23 条 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる会議に出席することができる。ただし、審議権及び表決権は有しない。

- (1) 議案に関連のある部長及び委員長であって会長が出席を求めた者
正副会長会（昭 55.10.2 変更）
- (2) 常任監事 常務理事会及び理事会

（傍聴）

第 24 条 広報部長の指定する広報部副部長及び委員は、取材のため、常務理事会及び理事会を傍聴することができる。ただし、あらかじめ議長の承認を受けなければならない。

- 2 議長は、出席構成員の過半数の同意を得て、税理士会の税理士会員が会議を傍聴することを許すことができる。（平成 13.10.18 変更）

（会議出席及び傍聴の特別許可）

第 25 条 議長は、第 17 条及び前 2 条の規定に該当する場合のほか、出席構成員の 4 分の 3 以上の同意を得て、構成員でないものが会議に出席し、又は、会議を傍聴することを許すことができる。

（議場の秩序）

第 26 条 構成員又は第 17 条若しくは前 3 条の規定に該当する者以外の者は、会議に出席し、又は会議を傍聴してはならない。

- 2 議長は、前項の規定に違反した者を発見したときは、直ちに退場させなければならない。

（会議の秩序）

第 27 条 議長の許可を受けないで発言し、その他会議の秩序を乱す行為があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させるものとする。

- 2 前項の場合において、議長の指示に従わないときは、議長は、その者の発言を禁じ、又はこれを退場させるものとする。

（議事録）

第 28 条 会議の議事については、議事録を作成し、保存しなければならない。

- 2 議事録には、次に掲げる事項を記載し、議長及び出席構成員 2 人以上が署名押印しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議に付された議案
- (3) 議事の要旨
- (4) 表決の結果
- (5) 前各号のほか、議長が必要と認めた事項

- 3 第 1 項の議事録は、電磁的記録をもって作成することができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された事項については、署名押印に代わる措置をとらなければならない。（令和 3.7.20 追加）

- 4 第 1 項の議事録が書面をもって作成されている場合は、書面による保存に代えて、その書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読み取り装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を保存する方法によることができる。（令和 3.7.20 追加）

- 5 議事録の写しは、構成員に送らなければならない。

（書面議決）

第 29 条 第 15 条、第 18 条、第 22 条及び前条の規定は、常務理事会及び理事会の書面議決（会則第 20 条第 5 項の規定による決定をいう。）について準用する。（昭和 55.10.2 変更）

第 2 節 正副会長会

（正副会長会の構成）

第 30 条 正副会長会は、会長、副会長及び専務理事をもって構成する。

（正副会長会の協議事項）

第 31 条 正副会長会は、次に掲げる事項を協議し、決定する。

- (1) 常務理事会に付議すべき議案
 - (2) この規則又はその他の諸規則で、正副会長会の議を要するものと定められている事項（令和 3.7.20 変更）
 - (3) 部長及び委員長の委嘱に関する事項
 - (4) 会則第 68 条の規定による税理士会又はその会員からの報告の聴取に関する事項（昭和 55.10.2、平成 2.1.23 変更）
 - (5) 会則第 69 条第 2 項又は第 72 条第 4 項の規定による税理士会又はその会員に対する質問に関する事項（昭和 55.10.2、平成 2.1.23、平成 13.10.18 変更）
 - (6) 評議員の委嘱に関する事項
 - (7) 常務理事会から、正副会長会に委任された事項
 - (8) 第 2 号から第 6 号までに掲げる事項のほか、会務の執行に関する経常的事項のうち、会長が正副会長会に付議することを必要と認めた事項
- 2 前項第 7 号に掲げる事項を協議し、決定したときは、議長は、協議の要旨及び決定した事項を次の常務理事会に報告しなければならない。
（昭和 50.4.22 変更）

（代位決定）

- 第 32 条 緊急を要する事案について、常務理事会を招集する暇がないときは、常務理事会に代わり、正副会長会において決することができる。
- 2 前項の規定により決定した事項については、議長は、これを、遅滞なく常務理事会の構成員に通知し、及び次の常務理事会に報告しその承認を受けなければならない。（昭和 49.2.1 変更）

第 3 節 常務理事会

（常務理事会の構成）

- 第 33 条 常務理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事をもって構成する。

（常務理事会の議決事項）

- 第 34 条 常務理事会は、次に掲げる事項を議決する。
- (1) 理事会に付議すべき議案
 - (2) 会則、この規則又はその他の諸規則で、常務理事会の議を要するものと定められている事項（令和 3.7.20 変更）
 - (3) 会則第 68 条の規定による税理士会又はその会員に対する勧告又は指示に関する事項（昭和 55.10.2、平成 2.1.23 変更）
 - (4) 会則第 70 条の規定による税理士会に対する意見の示達に関する事項（昭和 55.10.2、昭和 56.7.24、平成 2.1.23、平成 13.10.18 変更）
 - (5) 会則第 82 条の規定による財産の管理に関する事項（昭和 55.10.2、平

成 2.1.23 変更)

- (6) 役員の補欠選任に関する事項
 - (7) 理事会から、常務理事会に委任された事項
 - (8) 正副会長会に委任する事項（第 1 号及び第 3 号に掲げる事項を除く。）
 - (9) 第 2 号から第 6 号までに掲げる事項のほか、会務の執行に関する事項のうち理事会に付議する必要のない事項（第 31 条第 1 号各号に掲げる事項及び会長の専決にゆだねた事項を除く。）
- 2 前項第 7 号に掲げる事項を決議したときは、議長は、議事の要旨及び決定した事項を次の理事会に報告しなければならない。
- （昭和 50.4.22 変更）

（代位決定）

- 第 35 条 緊急を要する議案について、理事会を招集する暇がないときは、理事会に代わり、常務理事会において決することができる。
- 2 前項の規定により決定した事項については、議長は、これを、遅滞なく理事会の構成員に通知し、及び次の理事会に報告しその承認を受けなければならない。（昭和 49.2.1 変更）

第 4 節 理事会

（理事会の構成）

- 第 36 条 理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事及び理事（専務理事又は常務理事である者を除く。）をもって構成する。

（理事会の議決事項）

- 第 37 条 理事会は、次に掲げる事項を議決する。
- (1) 総会に提出すべき議案
 - (2) 総会及び評議員会の招集の日時及び場所に関する事項
 - (3) 会則、この規則又はその他の諸規則で、理事会の議を要するものと定められている事項（令和 3.7.20 変更）
 - (4) 税理士制度、税務行政及び租税制度についての官公署に対する建議及びその諮問に対する答申に関する事項
 - (5) 常務理事会に委任する事項（第 1 号及び第 3 号に掲げる事項を除く。）
 - (6) 第 1 号から第 4 号までに掲げる事項のほか、会務の執行に関する重要事項

第 5 節 評議員会

（評議員会の議長）

- 第 38 条 評議員会の議長は、評議員のうちから、評議員会において選任す

る。

(評議員会の出席権者)

第 39 条 会長、副会長、専務理事並びに議案に関連のある部長及び委員長は、議案の説明に当たるため、評議員会に出席することができる。(昭和 55.10.2 変更)

2 常任監事は、評議員会に出席し、意見を述べることができる。

(通則規定の準用)

第 40 条 第 13 条第 2 項、第 14 条、第 15 条、第 18 条、第 19 条第 1 項本文、第 21 条、第 22 条第 1 項及び第 24 条から第 28 条までの規定は、評議員会について準用する。(令和 3.7.20 変更)

2 第 15 条、第 18 条、第 22 条第 1 項及び第 28 条の規定は、評議員会の書面諮問(会則第 23 条第 4 項の規定による諮問をいう。)について準用する。(昭和 55.10.2 変更)

第 6 節 総会

(総会の議長)

第 41 条 総会の議長は、当該総会を招集した者及び当該総会に出席した税理士会を代表する者のうちから、総会において選任する。

(通則規定の準用)

第 42 条 第 24 条から第 26 条までの規定は、総会について準用する。

第 4 章 分掌機関等 (昭和 55.10.2 変更、平成 16.7.22 変更)

第 1 節 分掌機関 (平成 16.7.22 追加)

(分掌機関の設置)

第 43 条 本会に、部及び委員会を置く。

2 とくに必要があるときは、常務理事会の議を経て、特別委員会を置くことができる。

3 特別委員会は、その任務を終了したときは、常務理事会の議を経て廃止する。(昭和 51.7.28 追加、平成 14.7.25 変更)

(分掌機関の設置基準)

第 44 条 部、委員会及び特別委員会(以下この章において「分掌機関」という。)を設置するときは、その所掌事項の特性が、次の各号に掲げる特性のいずれに該当するかに応じ、当該各号に掲げる部、委員会又は特別委員会とするものとする。

- (1) 恒常的かつ執行的なもの…部
- (2) 恒常的かつ審議的なもの…委員会
- (3) 時限的かつ執行的なもの…委員会又は特別委員会
- (4) 時限的かつ審議的なもの…特別委員会

(分掌機関の名称及び所掌事項)

第 45 条 部及び委員会の名称及び所掌事項は、別表第 3 のとおりとする。

2 特別委員会の名称及び所掌事項は、常務理事会において定める。

3 特別委員会の名称は、必要があるときは、「本部」その他適当と認める呼称とすることができる。

(分掌機関の構成)

第 46 条 部に、部長 1 人、副部長 2 人以内及び委員若干人を置く。(昭和 56.7.24 変更、令和 7.7.24 変更)

2 委員会及び特別委員会に、委員長 1 人、副委員長 2 人以内及び委員若干人を置く。

3 会長が必要と認めたときは、副部長及び副委員長の数を増員することができる。

4 前条第 3 項の場合には、委員長及び副委員長の職名は、それぞれ本部長及び副本部長その他適当と認める職名とすることができる。この場合には、委員長及び副委員長は、第 74 条又は第 75 条の規定にかかわらず、常務理事会で定める。(昭和 47.7.26 変更)

第 47 条 削除 (昭和 51.7.28 削除)

(分掌機関各職の職務)

第 48 条 部長及び委員長は、会務の執行を分掌(第 11 条の規定により、職務を行うことをいう。)する。

2 副部長及び副委員長は、それぞれ部長及び委員長を補佐し、部長又は委員長に事故があるときは、あらかじめ定める順序により、それぞれ部長又は委員長の職務を代理する。

3 委員(第 76 条第 3 項の委員(以下「臨時の委員」という。)を除く。)は、部会又は委員会若しくは特別委員会の審議に参画し、並びに部長又は委員長の指示により、それぞれ部長又は委員長を補佐する。(昭和 51.7.28 変更)

4 臨時の委員は、部長又は委員長の指示により、それぞれ部長又は委員長を補佐する。(昭和 51.7.28 変更)

(分掌機関会議)

第 49 条 分掌機関の所掌事項に関する調査、研究、企画、立案その他の業

務について審議するため、構成員（臨時の委員を含めることができる。）をもって、部会、委員会及び特別委員会（以下この章において「分掌機関会議」という。）を開く。（昭和 51.7.28 変更）

（分掌機関会議の招集及び議長）

第 50 条 分掌機関会議は、部長又は委員長が招集する。

2 分掌機関会議の議長は、部長又は委員長が当たる。

3 部長及び委員長は、分掌機関会議を招集しようとするときは、その旨を会長に報告しなければならない。

（分掌機関会議の議事参加）

第 51 条 会長、副会長及び専務理事は、いつでも分掌機関会議に出席し、意見を述べることができる。（昭和 55.10.2 変更）

（決定事項の報告等）

第 52 条 部長及び委員長は、当該分掌機関会議において決定した事項について、遅滞なく、会長に報告し、若しくは建議し、又は会長の諮問に答申しなければならない。

2 議事録を会長に提出して、前項の報告、建議及び答申に替えることができる。

（前章通則規定の準用）

第 53 条 第 13 条第 2 項、第 14 条第 2 項、第 15 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条第 2 項、第 20 条から第 22 条まで及び第 24 条から第 28 条までの規定は、分掌機関会議について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部長又は委員長」と読み替えるものとする。（令和 3.7.20 変更）

（書面決定）

第 54 条 部長及び委員長は、分掌機関会議に付議すべき事項について会議を招集する必要がないと認めたときは、議案を記載した書面（電磁的記録によるものを含む。）を構成員に送って、当該議案に対する賛否の意見を求め、これを決することができる。（令和 3.7.20 変更）

2 第 15 条、第 18 条、第 22 条及び第 28 条の規定は、前項の場合について準用する。

（常任委員会及び小委員会）

第 55 条 分掌機関会議の議を経て、当該分掌機関に常任委員会又は小委員会を設けることができる。（昭和 48.7.27 変更）

2 常任委員会は、部長若しくは委員長、副部長若しくは副委員長及び委員

若干人をもつて組織し、当該分掌機関の所掌事項のうち経常的事項及び当該分掌機関会議から委任された事項を審議する。(昭和 48.7.27 追加)

- 3 常任委員会において審議した事項のうち重要な事項については、部長又は委員長は、遅滞なく、これを当該分掌機関の構成員に通知しなければならない。(昭和 48.7.27 追加)
- 4 小委員会は、当該分掌機関の構成員の一部をもつて組織し、当該分掌機関会議においてとくに指定した事項を審議する。(昭和 48.7.27 追加)
- 5 小委員会において審議した事項については、当該小委員会の議長は、これを次の分掌機関会議に報告しなければならない。(昭和 48.7.27 追加)

第 55 条の 2 削除 (令和 7.7.24 削除)

第 2 節 補助分掌機関 (平成 16.7.22 追加)

(補助分掌機関の設置)

第 55 条の 3 本会に、補助分掌機関を置くことができる。

- 2 補助分掌機関は、特別な事案及び緊急な事態に対応するため、必要な情報の収集、分析及び研究を行う。
- 3 補助分掌機関を設置し、又は改廃しようとするときは、正副会長会の議を経なければならない。
(平成 16.7.22 追加)

(補助分掌機関の名称及び所掌事項)

第 55 条の 4 補助分掌機関の名称及び所掌事項は、正副会長会において定める。
(平成 16.7.22 追加)

(補助分掌機関の構成)

第 55 条の 5 補助分掌機関に、委員若干人を置く。

- 2 委員は、税理士のうちから、会長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、第 77 条の規定を準用する。
- 4 補助分掌機関の長(以下「座長」という。)は、委員のうちから会長が指名する。
(平成 16.7.22 追加)

(規定の準用)

第 55 条の 6 第 13 条第 2 項、第 14 条第 2 項、第 15 条、第 18 条、第 19 条第 2 項、第 20 条から第 22 条まで、第 24 条から第 28 条まで、第 49 条から第 52 条まで及び第 54 条の規定は、補助分掌機関会議について準用する。この場合において、第 14 条第 2 項から第 28 条までの規定中「会長」

とあるのは「座長」と、第 49 条から第 54 条までの規定中「部長又は委員長」又は「部長及び委員長」とあるのは「座長」とそれぞれ読み替えるものとする。

(平成 16.7.22 追加、令和 3.7.20 変更)

(補助分掌機関の設置要綱)

第 55 条の 7 補助分掌機関の設置及び運営に関しこの規則に定めのない事項については、正副会長会の議を経て、当該補助分掌機関設置要綱で定める。

(平成 16.7.22 追加)

第 3 節 付設機関 (平成 16.7.22 追加)

(付設機関の設置)

第 55 条の 8 本会に、付設機関を置くことができる。

2 付設機関は、税理士制度の発展、税理士業務の改善進歩及び税理士をとりまく諸問題に対応するための調査研究を行う。

3 付設機関を設置し、又は改廃しようとするときは、常務理事会の議を経なければならない。

(平成 16.7.22 追加)

(付設機関の名称及び所掌事項)

第 55 条の 9 付設機関の名称及び所掌事項は、常務理事会において定める。

(平成 16.7.22 追加)

(付設機関の構成)

第 55 条の 10 付設機関に、委員若干人を置く。

2 委員は、各界の有識者及び税理士のうちから、会長が委嘱する。

3 委員の任期は、第 77 条の規定を準用する。

4 付設機関の長は、委員の互選により選出する。

(平成 16.7.22 追加)

(規定の準用)

第 55 条の 11 第 13 条第 2 項、第 14 条第 2 項、第 15 条、第 18 条、第 19 条第 2 項、第 20 条から第 22 条まで、第 25 条から第 27 条まで、第 49 条から第 52 条第 1 項まで及び第 54 条の規定は、付設機関会議について準用する。この場合において、第 14 条第 2 項から第 27 条までの規定中「会長」とあるのは「付設機関の長」と、第 49 条から第 54 条までの規定中「部長又は委員長」又は「部長及び委員長」とあるのは「付設機関の長」とそれぞれ読み替えるものとする。

(平成 16.7.22 追加、令和 3.7.20 変更)

(付設機関の設置要綱)

第 55 条の 12 付設機関の設置及び運営に関しこの規則に定めのない事項については、常務理事会の議を経て、当該付設機関設置要綱で定める。

(平成 16.7.22 追加)

第 4 節 総合企画室 (平成 29.7.27 追加)

(総合企画室の設置)

第 55 条の 13 本会に、総合企画室を置く。

2 総合企画室は、会務に関し会長が特に必要と認めた事項、分掌機関相互に関連する事案の調整その他の事項を所掌する。

(平成 29.7.27 追加)

(総合企画室の構成)

第 55 条の 14 総合企画室に、室長 1 人及び副室長 3 人以内を置き、室員若干人を置くことができる。(令和 7.7.24 変更)

2 前項に定める室長及び副室長は、専務理事のうちから、それぞれ会長が委嘱する。

3 第 1 項に定める室員は、専務理事及び常務理事のうちから、会長が委嘱する。(令和 7.7.24 変更)

4 前各項に定める室長、副室長及び室員の任期は、第 77 条の規定を準用する。

(平成 29.7.27 追加)

(総合企画室会議)

第 55 条の 15 総合企画室は、第 55 条の 13 第 2 項に定める事項について審議するため、構成員をもって、総合企画室会議を開く。

2 総合企画室の室長は、分掌機関相互に関連する事案について審議するときは、部長及び委員長に対し総合企画室会議への出席を求めることができる。

(平成 29.7.27 追加)

(分科会の設置)

第 55 条の 16 総合企画室に、第 55 条の 13 第 2 項に定める事項のうち特定の事項を担当するため、分科会を置くことができる。

(平成 29.7.27 追加)

(規定の準用)

第 55 条の 17 第 13 条第 2 項、第 14 条第 2 項、第 15 条、第 18 条、第 19 条第 2 項、第 20 条から第 22 条まで、第 24 条から第 28 条まで、第 48 条第 1 項、第 50 条から第 52 条第 1 項まで及び第 54 条の規定は、総合企画室会議について準用する。この場合において、第 14 条第 2 項から第 28 条までの規定中「会長」とあるのは「総合企画室の室長」と、第 50 条から第 54 条までの規定中「部長又は委員長」又は「部長及び委員長」とあるのは「総合企画室の室長」とそれぞれ読み替えるものとする。
(平成 29.7.27 追加、令和 3.7.20 変更)

(総合企画室の運営)

第 55 条の 18 総合企画室の運営に関しこの規則に定めのない事項については、常務理事会の議を経て、別に定める。
(平成 29.7.27 追加)

第 5 章 常任監事及び監事会

(常任監事)

第 56 条 監事のうちから常任監事 6 人以内を互選する。(昭和 61.4.22 変更)
2 常任監事は、監事を代表して常務理事会及び理事会に出席する。
3 前項のほか、監事の代表者を定める必要があるときは、常任監事をこれに充てる。

(監事会)

第 57 条 監事は、その職務を行うに当っては、監事会を組織することができる。
2 第 13 条第 2 項、第 14 条、第 15 条、第 18 条、第 19 条第 2 項、第 20 条(第 3 項を除く。)、第 22 条第 1 項及び第 28 条の規定は、監事会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「常任監事」と読み替えるものとする。(令和 3.7.20 変更)

第 6 章 役員及び委員

第 1 節 通則

(役員の意義)

第 58 条 この章及び第 8 章において役員とは、会長、副会長、理事及び監事をいう。
(昭和 60.2.21、令和 3.7.20 変更)

(委員の意義)

第 59 条 この章及び第 8 章において委員とは、部長及び委員長、副部長及

び副委員長並びに委員をいう。

(令和 3.7.20 変更)

(役員及び委員の義務)

第 60 条 役員及び委員は、法令、会則、この規則及びその他の諸規則並びに総会その他権限のある審議機関において決定した事項を遵守し、善良な管理者の注意をもって、忠実に職務を遂行しなければならない。

(令和 3.7.20 変更)

第 2 節 専務理事、常務理事及び委員の委嘱 (昭和 60.2.21 変更)

第 61 条から第 71 条まで 削除 (昭和 60.2.21 削除)

(専務理事の委嘱)

第 72 条 専務理事は、理事のうちから会長が委嘱する。

(常務理事の委嘱)

第 73 条 常務理事は、理事のうち部長又は委員長である者を会長が委嘱する。(昭和 47.7.26 変更)

2 第 46 条第 4 項の場合において委員長が理事でないときは、当該特別委員会の構成員たる理事のうち 1 人を常務理事に委嘱することができる。ただし、構成員のうちに、前項又は次項の規定により常務理事に委嘱されている者があるときは、この限りでない。

3 会長は、前 2 項のほか、税理士会の推薦に基づき、その会の税理士会員である理事のうち 1 人及び外部理事を常務理事に委嘱することができる。

(平成 13.10.18、平成 14.7.25 変更)

(昭和 50.4.22 変更)

(部長及び委員長の委嘱)

第 74 条 部長及び委員長は、理事のうちから会長が委嘱する。

2 前項の委嘱に当たっては、税理士会間の均衡、本会からの遠近等を総合的に勘案するものとする。

(副部長及び副委員長の委嘱)

第 75 条 副部長及び副委員長は、それぞれ部及び委員会（特別委員会を含む。次条において同じ。）の委員（部長及び委員長並びに臨時の委員を除く。次条第 1 項及び第 2 項において同じ。）のうちから会長が委嘱する。

(昭和 51.7.28 変更)

(委員の委嘱)

第 76 条 委員は、税理士会の推薦に基づき、会長が委嘱する。

2 税理士会から推薦すべき委員の数は、部及び委員会ごとに、税理士会の税理士会員の数、税理士会間の均衡、本会からの遠近等を総合的に勘案して、常務理事会において定める。（平成 13.10.18 変更）

3 とくに必要があるときは、前 2 項の規定にかかわらず、会長は正副会長の議を経て、臨時に委員（部長及び委員長を除く。）を委嘱することができる。（昭和 51.7.28 追加）

第 3 節 役員及び委員の任期

（役員及び委員の任期）

第 77 条 役員及び委員の任期は、就任後第 2 回目の定期総会の終了の時までとする。ただし、補欠又は増員により選任又は委嘱された者の任期は、他の役員及び委員の任期と同一とする。（昭和 55.10.2 変更）

2 任期の満了によって退任する役員及び委員は、新たに選任又は委嘱された役員及び委員が就任するまで引き続きその職務を行う。（昭和 55.10.2 変更）

3 特別委員会の委員の任期は、前 2 項のほか、当該特別委員会が廃止されたときに終了する。（昭和 51.7.28 追加）

第 7 章 諸規則の取扱い（令和 3.7.20 追加）

（諸規則の種類）

第 77 条の 2 本会の定める規定は、次に定めるもの（以下「諸規則」という。）とする。

(1) 会則

(2) 規則

(3) 細則

(4) 規程

(5) 要領、要綱、基準その他前 3 号に基づき必要な措置を行うために定められたもの（以下「要領等」という。）

(6) 内規

(7) 税理士会会則の標準（以下「税理士会標準会則」という。）及び税理士会の諸規則（会則を除く。）の標準（以下「税理士会準則」という。）

（令和 3.7.20 追加）

（諸規則の制定事項）

第 77 条の 3 諸規則の制定事項は、次に定めるものとする。

(1) 規則は、会則で特に規則をもって定めるものと規定した事項を定める。

(2) 細則は、規則で特に細則をもって定めるものと規定した事項について

定める。

- (3) 規程は、会則又は規則を実施するために必要な一般的事項について定める。
 - (4) 要領等は、前条第 2 号から第 4 号までに基づき必要な措置を行うために定める。
 - (5) 内規は、第 4 章に規定する分掌機関等の内部処理に関する事項について定める。
 - (6) 税理士会標準会則は、税理士会が準拠すべき標準的な会則について定める。
 - (7) 税理士会準則は、税理士会が準拠すべき規則、細則、規程及び要領等について定める。
- (令和 3.7.20 追加)

(諸規則の議決機関)

第 77 条の 4 諸規則の制定及び改廃は、原則として次に定める会議及び議決の方法によってしなければならない。ただし、各規定で別に定めている場合はこの限りではない。

- (1) 会則 会則第 27 条第 2 項に定める総会の議決
 - (2) 規則 会則第 27 条第 1 項に定める総会の議決
 - (3) 細則、規程、税理士会標準会則、税理士会準則 常務理事会の議決
 - (4) 要領等 常務理事会の議決又は正副会長会の決定
 - (5) 内規 正副会長会又は第 4 章に規定する分掌機関等の会議の決定
- (令和 3.7.20 追加)

(諸規則の形式)

第 77 条の 5 諸規則は、要すれば章節に区分し、原則として条数を付した明文をもってする。

2 諸規則は、第 77 条の 2 に定めた種類を明らかにし、かつ、必要の箇所に施行の日及び改正の日を明記しなければならない。

(令和 3.7.20 追加)

(諸規則の公示)

第 77 条の 6 会則、規則及び会長が公示する必要があると認めた諸規則は、本会のホームページに掲載することにより公示する。

(令和 3.7.20 追加)

(諸規則の管理)

第 77 条の 7 諸規則は諸規定綴につづり、その原本を事務局に保管する。

2 前項の諸規則綴は、電磁的記録をもって作成することができる。

(令和 3.7.20 追加)

(諸規則の解释权)

第 77 条の 8 諸規則の解釈に疑義を生じたとき及び諸規則に定めのない事項については、当該諸規則に別段の定めのある場合を除き、会務制度委員会の意見を徴し、常務理事会がこれを判定又は決定する。

(令和 3.7.20 追加)

(発議原案の審査)

第 77 条の 9 諸規則のうち会則、規則、細則、規程、税理士会標準会則及び税理士会準則の制定又は改廃を発議しようとするときは、会務制度委員会に原案を提示し、その審査に付さなければならない。

2 前項に掲げる諸規則以外の諸規則については、会長から諮問があった場合は、その原案を会務制度委員会の審査に付さなければならない。

(令和 3.7.20 追加)

第 8 章 雑則 (令和 3.7.20 旧第 7 章繰下)

(旅費規程)

第 78 条 役員及び委員が出張する場合に支給する旅費については、常務理事会の議を経て、別に定める。

(弔意規程)

第 79 条 役員及び委員並びに税理士会の税理士会員が死亡した場合における弔意等については、常務理事会の議を経て、別に定める。(平成 13.10.18 変更)

(表彰規程)

第 80 条 役員及び委員並びに税理士会の会員に対する表彰については、常務理事会の議を経て、別に定める。(平成 13.10.18 変更)

(電磁的方法)

第 81 条 会則第 20 条第 5 項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 電子計算機を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける受信者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける受信者の使用に係る電子計算機

に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

- (2) 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
(令和 3.7.20 追加)

(電子署名)

第 82 条 会則、この規則又はその他の諸規則に規定する署名、署名押印又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

2 前項に規定する電子署名とは、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって、次のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
(2) 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

(令和 3.7.20 追加)

附 則

1 この規則は、昭和 46 年 1 月 8 日から施行する。ただし、別表第 3 は、昭和 46 年 7 月に招集される定期総会終了の時から施行するものとし、その時までの間は、部及び委員会の名称及び所掌については、なお従前の例による。

2 会長は、第 66 条第 1 項又は第 69 条の規定により選任された理事のうちから事業本部長を委嘱しないときは、会則附則第 11 項前段の規定により選任した理事に事業本部長を委嘱しなければならない。会則附則第 11 項前段の規定による理事の選任は、当該理事に事業本部長を委嘱する場合のほか行ってはならない。(昭和 56.7.24 変更)

3 第 73 条第 3 項の規定の適用については、当分の間、同項中「理事のうち 1 人」とあるのは「理事のうち 1 人（東京税理士会については 3 人、大阪合同税理士会については 2 人とする。）」とする。(昭和 56.7.24 変更)

附 則 (昭和 47 年 4 月 25 日)

この改正規定は、沖縄の復帰の日（昭和 47 年 5 月 15 日）から施行する。

附 則 (昭和 47 年 7 月 26 日)

この改正規定は、昭和 47 年 7 月 26 日から施行する。

附 則 (昭和 48 年 7 月 27 日)

この改正規定は、昭和 48 年 7 月 27 日から施行する。

附 則 (昭和 49 年 2 月 1 日)

この改正規定は、昭和 49 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 50 年 4 月 22 日)

この改正規定は、昭和 50 年 4 月 22 日から施行する。ただし、第 68 条及

び第 73 条の改正規定並びに別表第 3 は、昭和 50 年 7 月に招集される定期総会終了の時から施行するものとし、その時までの間は、監事候補者の割当数及び常務理事の委嘱並びに分掌機関の名称及び所掌事項については、なお従前の例による。

附 則（昭和 51 年 7 月 28 日）

この改正規定は、昭和 51 年 7 月 28 日から施行する。

附 則（昭和 51 年 12 月 16 日）

- 1 会務執行規則中「および」、「ならびに」、「もしくは」及び「または」とあるのは、それぞれ「及び」、「並びに」、「若しくは」及び「又は」に改める。
- 2 この改正規定は、昭和 51 年 12 月 16 日から施行する。

附 則（昭和 53 年 7 月 28 日）

この改正規定は、昭和 53 年 7 月 28 日から施行する。

附 則（昭和 55 年 10 月 2 日）

この改正規定は昭和 55 年 10 月 13 日から施行する。

附 則（昭和 56 年 7 月 24 日）

この改正規定は、昭和 56 年 7 月 24 日から施行する。

附 則（昭和 57 年 7 月 23 日）

この改正規定は、昭和 57 年 7 月 23 日から施行する。

附 則（昭和 58 年 7 月 22 日）

この改正規定は、昭和 58 年 7 月 22 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 2 月 21 日）

この改正規定は、昭和 60 年 2 月 21 日から施行する。ただし、施行日において就任している役員については、なお従前の例による。

附 則（昭和 60 年 7 月 26 日）

この改正規定は、昭和 60 年 7 月 26 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 12 月 19 日）

- 1 附則第 3 項（昭和 56 年 7 月 24 日変更）に規定する「大阪合同税理士会」とあるのは「近畿税理士会」と読み替えるものとし、昭和 59 年 6 月 20 日に遡って適用する。
- 2 この改正規定は、昭和 60 年 12 月 19 日から施行する。

附 則（昭和 61 年 4 月 22 日）

この改正規定は、昭和 61 年 4 月 22 日から施行する。

附 則（平成元年 7 月 21 日）

この改正規定は、平成元年 7 月 21 日から施行する。

附 則（平成 2 年 1 月 23 日）

この改正規定は、平成 2 年 1 月 23 日から施行する。

附 則（平成 4 年 7 月 24 日）

この改正規定は、平成 4 年 7 月 24 日から施行する。

附 則（平成 5 年 4 月 21 日）

この改正規定は、平成 5 年 4 月 21 日から施行する。

附 則（平成 7 年 7 月 26 日）

この改正規定は、平成 7 年 7 月 26 日から施行する。

附 則（平成 12 年 7 月 25 日）

この改正規定は、平成 12 年 7 月 25 日から施行する。

附 則（平成 13 年 10 月 18 日）

この改正規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 7 月 25 日）

1 この改正規定は、平成 14 年 7 月 25 日から施行する。

2 第 17 条及び第 73 条の改正規定は、平成 15 年 7 月に予定される定期総会において選任される役員から適用する。

3 別表第 3 の改正規定は、平成 14 年 4 月 1 日に遡って適用する。

附 則（平成 15 年 7 月 24 日）

この改正規定は、平成 15 年 7 月 24 日から施行する。

附 則（平成 16 年 7 月 22 日）

この改正規定は、平成 16 年 7 月 22 日から施行する。

附 則（平成 17 年 4 月 21 日）

この改正規定は、平成 17 年 4 月 21 日から施行する。

附 則（平成 19 年 7 月 26 日）

この改正規定は、平成 19 年 7 月 26 日から施行する。

附 則（平成 20 年 7 月 24 日）

この改正規定は、平成 20 年 7 月 24 日から施行する。

附 則（平成 21 年 7 月 23 日）

この改正規定は、平成 21 年 7 月 23 日から施行する。

附 則（平成 24 年 4 月 26 日）

この改正規定は、平成 24 年 4 月 26 日から施行する。

附 則（平成 24 年 7 月 26 日）

この改正規定は、平成 24 年 7 月 26 日から施行する。

附 則（平成 26 年 7 月 24 日）

この改正規定は、平成 26 年 7 月 24 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 23 日）

この改正規定は、平成 27 年 4 月 23 日から施行する。

附 則（平成 29 年 7 月 27 日）

1 この改正規定は、平成 29 年 7 月 27 日から施行する。

2 規制改革対策特別委員会設置要綱（平成 8 年 3 月 25 日制定）及び総合企画室設置要綱（平成 10 年 1 月 13 日制定）は、廃止する。

附 則（令和元年 7 月 25 日）

この改正規定は、令和元年 7 月 25 日から施行する。

附 則（令和 3 年 7 月 20 日）

この改正規定は、令和 3 年 7 月 20 日から施行する。

附 則（令和 4 年 7 月 28 日）

この改正規定は、令和 4 年 7 月 28 日から施行する。

附 則（令和 6 年 7 月 25 日）

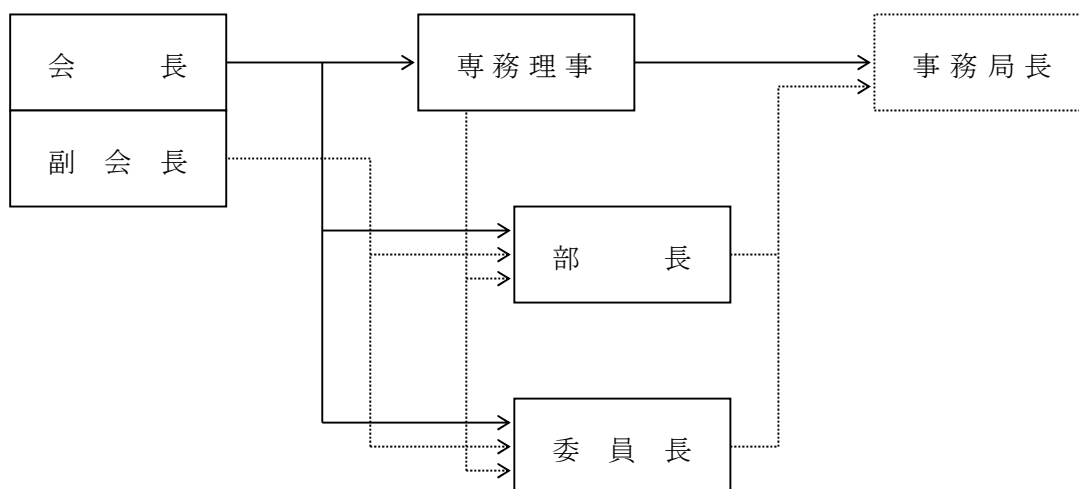
この改正規定は、令和 6 年 7 月 25 日から施行する。

附 則（令和 7 年 7 月 24 日）

- 1 この改正規定は、令和 7 年 7 月 24 日から施行する。
- 2 日税連成年後見支援センター設置要綱（平成 23 年 1 月 13 日制定）及び事業本部運営規程（昭和 56 年 6 月 3 日制定）は、令和 7 年 7 月 24 日をもって廃止する。

別表第 1（令和 7.7.24 変更）

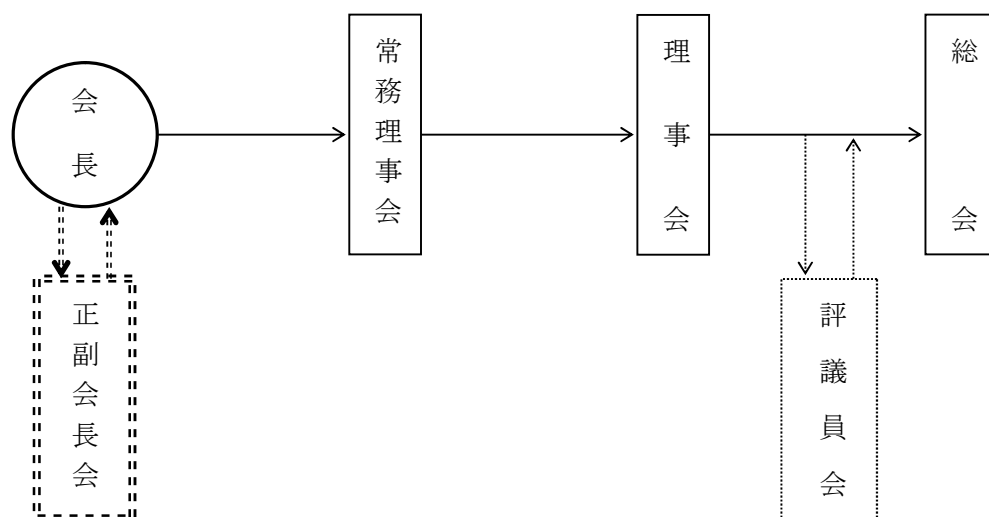
執行機関の組織図



備考 —→ は、命令・指揮監督の系統を、- - -> は、指導・助言・指示の系統を示す。

別表第 2

審議機関の組織図



備考 1 は、議決機関を、 は、協議機関を、 は、諮問機関を示す。

2 —→ は、議決の順序を、- - -> は、協議の順序を、- - - -> は、諮問の順序を示す。